

Q&A

Q1. 経過措置(1)については、カードリーダーの申込期限はいつでしょうか。また、経過措置に該当しない場合のカードリーダーの申込期限はいつでしょうか。

A1. 経過措置(1)については、令和5年2月までにシステム事業者と契約締結していることが要件となります。カードリーダーの申込期限は特に設定しておりませんが、カードリーダーの無償提供の申請にあつては、2月末日までのシステム事業者との契約時に十分に相談の上、事業完了の期限までに間に合うようにする必要があることにご留意いただき、できるだけ早急にお申し込みください。

なお、経過措置に該当しない場合のカードリーダーの申込期限については、年度内発送の必要があることから、令和5年2月22日となります。

Q2. 経過措置(2)～(6)について、カードリーダーの申込期限はいつでしょうか。

A2. 経過措置(2)及び(3)については、令和5年12月31日となります。

経過措置(4)、(5)及び(6)については、令和5年6月30日が目安となっておりましたが、これからカードリーダーの申込を行う予定の医療機関・薬局におかれましては、令和5年9月末までの事業完了期限までに導入が間に合うよう、できるだけ早期の申込をお願いします。

なお、本日程はカードリーダー申込を最大でいつまで受け付けるかの期限をお示したものです。実際に、いつまでにカードリーダーを申し込めば補助金を受けるための事業完了期限に間に合うのかは、配送に係る期間に加え、カードリーダーを受け取った後のシステム事業者の作業期間を考慮いただく必要がありますので、システム事業者と十分にご相談ください